

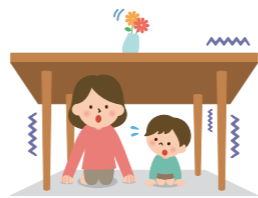
## もしも地震が起きた時、図書館にいたら

日本列島は西日本を中心に地震の活動期に入ったと専門家は指摘しています。地震は台風とは違い、その発生が予測困難な突発現象です。ある日、ある時、どこで遭遇するか予測できない地震。もし、その時図書館にいた場合、どうしますか？

どのようなことが起こるのか？どういう事態になるのか？ということを理解しておくことが重要です。そのため「地震は起きる」という前提のもと避難行動を常に想定しておきましょう。

### 1 低い姿勢をとる(シェイクアウト)

安全な場所(窓や書架から離れた机の下や大きな柱のそばなどで、低い姿勢を取り、ガラスの飛散や本の落下からカバンなどで頭を守りながら、じっと揺れが治まるまで動かないでください。



### 2 避難

係員の指示に従い避難をしてください。

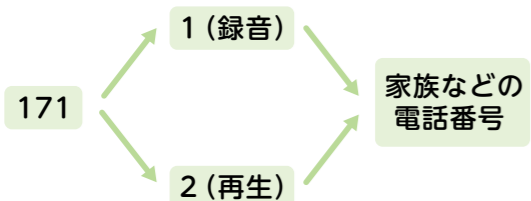
- 書架下部および出入り口にヘルメットが用意してありますので、使用してください。
- 停電になる場合があります。エレベーターは使用しないでください。
- 夜間には真っ暗になる可能性もあります。落ち着いて冷静に行動してください。



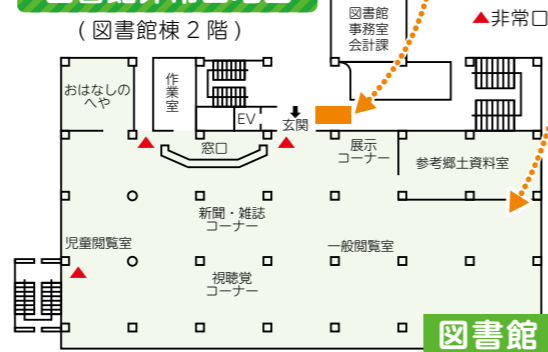
地震が起ってからできることはほとんどないと言われています。普段から地震発生に備えることが重要です。覚えておきましょう！

### 家族などとの連絡方法

災害伝言ダイヤル「171」をご利用ください。



### 図書館非常口地図



市立図書館 ☎65-1117

ホームページ <http://www.yatomi-library.com>

携帯用HP <http://ilisd001.apsel.jp/city-yatomi-lib/wopc/pc/mSrv>

## TOPICS ご利用ください 高齢者・障がい者福祉サービス

2019年度分の受け付けを3月25日(月)より開始します。

### 福祉タクシー料金の助成

#### 高齢者

介護認定を受けられた高齢者の方が外出に利用する際のタクシー料金の一部を助成します。

- ▼対象者 市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれにも該当する方
- ①介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けた方もしくは、基本チェックリストによる事業対象者の方
  - ②介護保険施設などに入所していない方
  - ③自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
  - ④心身障がい者福祉タクシー料金助成を受けていない方

▼利用券の交付枚数 年間24枚(ただし全て使用した方のみ12枚の追加交付)

▼助成金の額 基本料金および迎車回送料に相当する額

▼申請に必要なもの ◎介護保険被保険者証 ◎障がい者手帳(身体、療育、精神)

※手帳の交付を受けている方に限ります。

申・問 市役所介護高齢課(内線172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111



#### 障がい者

心身に障がいのある方で、対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方(施設に入所されている方、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除きます。)

- ①身体障がい者手帳1級～3級の方
- ②療育手帳A、B判定の方
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級、2級の方

▼利用券の交付枚数 年間48枚

▼助成金の額など

区分	利用可能枚数	助成額
一般タクシー	1回の乗車につき2枚まで	1枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)および迎車回送料 2枚目 基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで
リフト付き タクシーなど	車椅子 1回の乗車につき1枚	1,500円 2,000円
		ただし、実際に要した額がそれぞれに満たないときは、実際に要した額

※リフト付きタクシーなどを利用の場合の助成については、寝たきりの状態または車椅子を使用している重度障がいの方に限ります。

▼申請に必要なもの 障がい者手帳(身体、療育、精神)

申・問 市役所福祉課(内線164)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111

### 給食サービス

高齢者や重度の障がい者の方に、自宅へのお弁当の配達サービスまたは総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室においての食事代の一部を助成します。

▼対象者 市内に住所を有する高齢者(おおむね65歳以上の方)または重度の障がい者(身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級)で、次のいずれかに該当する方

- ①高齢者のみの世帯
- ②重度の障がい者のみの世帯
- ③高齢者と重度の障がい者のみの世帯

▼実施内容 次のどちらか一つの方法を選び申請してください。なお、実施方法の年度内の変更はできません。

①自宅へお弁当を配達

日曜日～土曜日(週7回まで)の昼食時に、自宅にお弁当が配達されます。その際、配達業者に一食につき400円をお支払いください。

※現在、お弁当の配達サービスをご利用の方につきましては、今回は申請の必要はありません。

②総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において飲食をするときの利用券

1か月当たり800円分(200円×4枚)の利用券を交付し、その利用券で食事などをさせていただきます。なお、1回に使用できる枚数は1枚(200円)ですので、差額分については各自負担してください。

※2019年度分より給食サービス利用券の利用枚数が1か月当たり5枚から4枚に変更になります。

▼申請に必要なもの ◎高齢者の方は、介護保険被保険者証 ◎障がい者の方は、障がい者手帳(身体、療育、精神)

▼受付期間 3月25日(月)～

▼その他 総合福祉センターおよび十四山総合福祉センター内喫茶室において利用券で食事などをされる方は、本人確認のため総合福祉センター、十四山総合福祉センター利用証や障がい者手帳など本人確認ができるものを同時に提示してください。

申・問 市役所介護高齢課(内線172・173)、十四山支所地域福祉グループ ☎52-2111